

「(韓国)の国際私法」・資料(一)

石光現『国際私法解説 二〇〇一年改正』

郷 田 正 萬 (訳)

訳者前書き

周知のように、日本の国際私法である「法例」は、「法の適用に関する通則法」という名称に改正され、二〇〇七年一月一日付きで施行されるようになった。そのような時に合わせて、『ジュリスト』二〇〇七年一月の特集号には、「法適用通則法の成立をめぐって」という題目で行われた座談会の内容が掲載されている。

そこでは、主として、この度の日本の「法例」の全面改正に関する諸状況について論じられているが、国際的な法制の調和が特に必要とされる法分野である国際私法は、EEC条約をはじめとして、ヨーロッパでは一九八〇年代後半からドイツ、スイス、イタリア、英国、ベルギー等で改正されて、国際私法の近代化を図っている。

アジアでは韓国において、二〇〇一年七月一日に、その名称を「涉外私法」から「国際私法」と変更すると言った全面改正を行い、日本より一足先んじて近代化の動きを見せている。

にも拘わらず、現在の日本においては、隣国である韓国の国際私法に関する資料の紹介は皆無である状況であるが、

下記の紹介する国際私法に関する文献は、日本の研究者にとって、韓国の国際私法および韓国国際民事訴訟法の全体像を理解把握する上で非常に貴重なものになるだろう、と確信している。

翻訳に際し、原著における「第二版のはじめに」と「第一版のはじめに」を冒頭で訳したのは、これらの内容を讀者が読むことによつて、韓国の法学界の現状と韓国国際私法の学問的位相が良く分かるからである。

この度、資料として紹介する文献は、石光現、『国際私法解説』改正第二版、(図書出版芝山、ソウル、二〇〇三年八月)である。著者である石光現教授は、ソウル大学校法科大学を卒業し、司法研修院(二期生)を修了している。なお同教授はドイツ・フライブルグ法科大学(LL・M)、ソウル大学校大学院を卒業(法学博士)し、現在は、ソウル所在の漢陽大学校法科大学の教授として、国際私法・国際取引法を担当しておられる。

目次

はじめに

(1) 第二版のはじめに

(2) 第一版のはじめに

第一章 序言

I. 涉外私法改正の背景

II. 涉外私法改正の経過

(1) 「涉外私法改正研究班」の運営

(2) 「涉外私法改正特別分科委員会」の審議

(3) 意見照会、立法予告および公聴会

(4) 改正法律案の確定および国会提出

(5) 国会審議・議決および公布

III. 著者の「改正 国際私法解説」刊行の背景

第二章 涉外私法改正の方向

(1) 名称

(2) 体制の変更

(3) 完全な国際私法体制の志向と法の欠けつの補充

(4) 国際私法上の男女平等の実現

(5) 国際裁判管轄に関する規定の拡大と特則の導入

(6) “最も密接な関連”原則の貫徹

(7) 弾力的な連結原則の導入

- (8) 本国主義の維持と連結点としての“常居所”概念の導入
- (9) 実質法的価値の考慮
- (10) 当事者自治の拡大
- (11) 国際条約の考慮

以上は第二章の内容を構成しているが、本号に掲載する。第三章では、改正法の条文別の解説を行っており、第四章では、韓国国際私法の将来的課題、第五章では、「結びにかえて」を取り扱っているが、次号以降で、訳することにする。なお、第六章は補論として改正(韓国)国際民事手続法に関する紹介が掲載されているが、この第六章は、分量として多くないことや、早急に参考したい研究者のために、適切な時期に別個に訳して掲載したいと考えている。

はじめに

(1) 第二版のはじめに

改正法解説のような本の改正版を刊行するということは異例的なことであるが、何よりも初版で犯した誤りを正し、不足した部分を補う必要がある、さらに、二〇〇二年七月一日付きで、旧民事訴訟法が改正され、民事訴訟法と民事執行法に分離されながら、裁判籍に関する規定と外国裁判の承認および執行に関する規定が一部改正されたので、これを解説する必要があると言う理由で改定版を刊行することにした。

外国裁判の承認および執行に関する論議は、最後の方に、第六章の補論として追加している。過去の民事訴訟法には規定されてはいたが、講学上では國際私法の一部として取り扱われてきた外国裁判の“承認”と“執行”という互いに密接に関連する論点が、民事訴訟法と民事執行法という別個の法律に分離され、規定されたのは極めて残念なことであり、将来適切な時点で、両者を國際私法に統合することが望ましいものと考ええる。

著者が第一版を刊行した後、改正國際私法に関する数冊の教科書が出版されたのは幸いである。例えば、申昌善の「國際私法」の全面改訂版(図書出版学友、二〇〇二)、金演・金正基・金仁猷「國際私法」(法文社、二〇〇二)と尹鍾珍の「改正現代國際私法」(ハンウル出版社、二〇〇三)などがそうである。しかし、このような教科書は改正事項に関する限り、國際私法の改正内容を単純に紹介するところに主力しているだけである。特に、尹鍾珍教授の本は最も最近に刊行されたものであるが、それにも拘わらず、著者の第一版を参照しなかったことは実に残念なことである。

改正版の付録には、第一版で脱落された涉外私法を追加したのであり、民事訴訟法および民事執行法、“民事およ

び商事事件の裁判管轄と裁判の執行に関するヨーロッパ連合の理事会規定（「ブラッセル規定」と「民事および商事事件の国際裁判管轄と外国裁判に関するハーグ条約」の二〇〇一年草案のなかで、関連部分を追加した。改正版では、第一版以後、新たに発表された論文を参照し引用したが、すでに、第一版で引用した単行本は、国内外を問わず、新版で代置しなかつたのである。

第一版の「はじめに」で指摘したように、一次司法試験で国際私法は受験生たちが徹底的に避ける科目になった。このような慨嘆すべき現象は、政府が国際化時代の需要に合わせてという名分の下で、一九九七年意図的に選択科目を調整した結果であるが、司法試験を主管する法務部（法務省）がこのような現象を知らながら放置することは深刻な問題である。

著者が我が国（韓国）で国際私法を研究しながら痛感する障壁乃至物足りなさは、民法、商法などのような実質法分野からの外国法に関する研究と比較法的研究の不足である。その理由は、狭義の国際私法は準拠法を指定するところで終わるものではなく、準拠法として指定された実質法を適用した結果を、同時に提示することによって、準拠法決定の真の意味を生かすことができるからである。しかし、このような障壁は、我々法学界の総体的な力量の不足によるもので、数人の個人的な努力だけでは克服し難い。この点からすると、二〇〇三年刊行された李好珽教授の英国契約法と二〇〇二年刊行された金サンヨン（Kim, Sangyong）教授の比較契約法は国際私法学の発展のためにも、よい資料になるだろう。

もう一つ残念なことは、実質法分野を研究する方々の大多数は、当該分野で提起される国際私法的論点に対し無関心である、ということである。これは、我が国で国際私法学が遅れていることから生じた結果であると同時に、国際私法学の遅れを齎した原因でもある。このような現象が持続する限り、我が国における国際私法学の発展は不可能で

あろう。

國際私法学の発展のため、第二版の出版を快く承諾して下さった金世振社長に深く感謝の意を表すると共に、校正をしてくれた崔フシユン (choi, Hujung)、安ヨンカマン (An, Yongkwang)、郭ヨンラン (Kwak, Yongran) ならび、大学院生に感謝の意を表する次第である。

(2) 第一版のはじめに

二〇〇一年七月一日付きで、「涉外私法」が全面的に改正されたのであり、その名称も、「國際私法」へ変更された。涉外私法は形式的には、一九六二年に制定したものであるが、内容的には、一九世紀末に制定されたドイツの民法施行法と日本の「法例」を基礎にしたものであったために、制定当時からかなり遅れたものであった。しかし、二一世紀を迎えて、我が国が涉外私法を全面的に改正することによって、たとえ遅れてはいるものの、過去一〇〇余年間、先進国諸国、特にヨーロッパの國際私法が成し遂げた著しい発展の相当の部分を国内法化することができたと言える。

この本は、改正法の趣旨を説明し、改正法上の諸論点を紹介するために、改正・國際私法を条文別に解説を試みたものである。法務部(日本の法務省に該当)は、去る五月、比較的簡単な内容の「國際私法解説」というパンフレットを発行し、筆者もその作成に関与しているが、改正法に対し、より一層の充実な論議を行うために、個人的な次元で敢えて、『改正・國際私法解説』を発行することにした。当初、もう少し充実な本を発行するつもりであったが、いろいろな事情で、特に筆者の博士学位論文を修正して、『國際裁判管轄に関する研究』を単行本で刊行し、過去九年間、筆者が発表した論文中、三〇余りのものを束ねて『國際私法と國際訴訟』という二巻の書物を刊行する作業を並行しなければならなかったので、意図したことを十分に反映することができなかった。

しかし、改正法がすでに施行されており、二〇〇一学年度の二学期も開講が切羽詰ったので、この書物の刊行をいつまでも伸ばすこともできず、名残りはあるが一応刊行することにした。

おおよそ、過去、日本の「法例」の圧倒的な影響の下にあった我々韓国の国際私法は、改正法の施行と共に、国際親族法分野を除けば、日本の「法例」とは、極めて異なるようになったので、今後は日本の法例よりは、ヨーロッパの国際私法とハーグ国際私法会議で採択した多様な国際条約に対する深い比較法的研究を通じて、改正法の正しい解釈論を展開しなければならぬであろう。

分野によっては、日本法への従属が一層深化されて行く傾向を示している近時の状況に照らして、改正法の施行に大きな意味を付与するもう一つの理由はここにある。

改正法の施行を契機にして、我が国においても、国際私法に対する関心と研究がより活性化することによって、国際私法が「国際取引の基本法」としての元来の機能をまっとうすることを期待する。筆者は、涉外私法の改正作業に深く関与することができたことを光栄とやり甲斐を感じる。その過程で、果たして我々が涉外私法を改正するだけの十分な力量を備えているかについて、限りなく懷疑したのであったが、それでも今後の発展のために、改正作業は必須的なものであると信じていたのであり、今も改正法の施行が韓国の国際私法の発展のための決定的な契機になることを確信しているのである。涉外私法の改正に関与したか関心を示して下さった全ての人々に感謝するのであり、今後もし引き続き関心を示して下さることを希望する。

改正国際私法の施行を契機に、我々の国際私法学の発展のために、次のような二つのことを指摘しておきたい。

第一に、司法試験科目の調整の問題である。それまで、涉外私法が司法試験一次試験の選択科目として含まれていた過去においては、大部分の法律家が国際私法に関する基礎的な理解を備えていることができたが、涉外私法が国際

取引法に含まれるようになった一九九七年以後は、受験生から遠さがり、その結果、いわゆる“國際化時代”に準拠法と國際裁判管轄は勿論、國際私法の概念すらも知らない法律家が排出されている。その上、國際私法が司法研修院の教科課程にも含まれていないことは非常に憂慮されるところである。甚だしいことは、このような國際化に逆行する結果は、國際化時代に備えると言う理由で、國際取引法を一次司法試験の選択科目として新設し、涉外私法をそれに含めた政府当局者の意図的な産物であると言う点である。

韓国國際私法学会は、一九九六年司法試験科目の調整のための論議の段階で、そのように進めていく場合は、政府当局者の単純な望みのように、國際取引法が活性化されるのではなく、國際取引法は勿論であり、涉外私法も徹底的に疎外される可能性を明白に指摘したのであり、その後、そのような憂慮が現実化したにも拘わらず、四年が過ぎた未だになお、是正されないままである。

國際私法に関する司法試験科目の調整が誤ったことが証明された以上、当然、再調整すべきであるが、法務部が司法試験の主管部署になったので、間もなく是正されるだろうという希望を持ってみる。

第二に、法科大学における國際私法の専任教授の確保問題である。筆者が理解するところでは、現在、我が国には國際私法の専任教授は全無である。これは、一人乃至二人の國際私法専任教授を置いている日本の優秀な大学とは非常に対照的である。

筆者も、國際取引法の専任教授として國際私法を兼ねて講義している。従来のように、涉外私法の範囲を狭く理解すれば、それについて別個の専任教授を置く必要はないと言えるかも知れない。しかし、我が国も、一九九七年ハーグ國際私法会議に加入しており、ハーグ送達条約にも加入したので、國際私法の範囲を広く理解するようになったのであり、この度の改正國際私法の施行によって、國際私法の範囲が國際裁判管轄を含むものとして拡大されたのであ

り、講学上では、その外にも、外国判決と外国仲裁判定の承認および執行などの国際民事手続法的論点と国際倒産法に関する国際私法の枠内で取り扱われている。

それにも拘わらず、まだ国際私法を専担したり、あるいはこれを主たる専攻にする教授と研究者が皆無であると言ふことは、急増している国際的な紛争の合理的な解決のためには勿論であり、国際私法学の正常な発展のために、極めて深刻な問題であらざるを得ない。現在の状況が持続するとすれば、国際訴訟と国際仲裁の実務はあるが、理論がないと言う奇形的な状態が続くことは明確である。

一九九三年三月、李好珽教授と崔公雄弁護士と共に、創立した韓国国際私法学会が今まで難しい環境の中で、絶えず我が国際私法学の発展のために努力して来たのであり、この度の渉外私法の改正に決定的な寄与をしたことについて敬意を表するのであり、この小さい書物を韓国国際私法学会に捧げるのである。そして、筆者が弁護士の仕事を止めて、研究者として漢陽大学法学部に席を置くのに激励をし、手助けをして下さった旧友の金ドンオ部長判事や崔泰鉉教授に感謝する次第である。

前述したように、筆者としては、今や「国際裁判管轄に関する研究」（ソウル大学出版部）、「国際私法と国際訴訟」第一巻（博英社）、および「国際私法と国際訴訟」第二巻（博英社）に引き続き、第四番目として、この本の原稿を脱稿することによって、国際私法研究者としての役割を多少とも果たしたと確信している。この本に対する批判と叱咤を受容し、次の機会に反映することを希望する。

二一世紀の初めの夏を送りながら

二〇〇一年八月

石光現

第一章 序言

I. 涉外私法の改正の背景

遂に、二〇〇一年四月七日、涉外私法改正法律（法律六四六五号）が公布されており、それに伴って、改正された国際私法（以下、“改正国際私法”または“改正法”⁽¹⁾と称する）は、二〇〇一年七月一日から施行された。

一九六二年一月十五日、制定・公布された涉外私法（法律第九六六号）は、一八九八年の日本の「法例」を模倣して制定されたものとして、制定当時から時代錯誤的なものとして批判された。しかし、涉外私法はほとんど改正されないまま、最近まで維持されてきた。⁽²⁾

ところが、過去、一世紀は勿論であり、涉外私法制定以後だけを振り返って見ても、国際的な人的・物的交流の爆発的な増加とコンピュータとインターネットによる情報化革命に繋がって、全世界が一つの地球村を形成するようになるなど、国際取引環境が甚だしく変化された結果、国際私法的解決を必要とする問題点が一層拡大されており、以前には経験できなかった新たな類型と性質の多くの問題点も提起されるようになった。

一方、準拠法決定と関連した国際私法の分野においても、伝統的な大陸法系の方法論に対して、米国の国際私法理論を中心とする新たな方法論が台頭することによって、国際私法の革命、あるいは危機を引き起こされ、大陸法系の国際私法も、それに対応して危機を克服しようとする過程で、連結原則を細分化し、当事者自治の原則を拡大し、実質法的価値を顧慮して社会・経済的弱者を保護し、国際私法の方法論的多元主義を導入するなど、相当の変化を経験した。

これに従って、多くの国家が一九七〇年以後、国際私法を改正したのであり、これと並行して、“国際私法に関する

るハーグ会議”、あるいは”ハーグ国際私法会議”(Hague Conference on Private International Law)を中心とする多様な法律分野で国際私法の統一作業が持続的に推進されてきた。

このような状況のなかで、涉外私法は一九世紀の落後した理論による形式的で、機械的な準拠法決定方法と内容上の不備などによって、国際化時代に対応できずにいるという指摘と非難を受けて来た。特に国際家族法分野で、夫あるいは父の本国法を準拠法として指定することによって、憲法上保証された男女平等の原則を無視したこと⁽³⁾、国際契約分野で、当事者たちが機械的に行為地法を準拠法として指定したこと(第九条二項)、全ての不法行為に対し、一つの連結原則だけをおいて、不法行為地法と法廷地法を累積的に適用したこと(第一三条)と、商事に関する規定のなかで一部条項(第二八条、第三三条)が合理的な根拠がなかった点などが、涉外私法が露呈した代表的な欠陥であつた。⁽⁴⁾

また、国際的な民事紛争が飛躍的に増加している今日、国際私法は単純な準拠法決定原則だけを規定すべきではなく、国際裁判管轄規則を同時に規定することによって、「国際取引の基本法」としての役割を遂行すべきである、という認識が拡散されて行くに従って、その間、様々な問題点を露呈した涉外私法の改正作業は緊急な当面課題になった。このような問題点を認識した韓国国際私法学会は、一九九三年学会の創立以来、涉外私法の改正を重要課題の一つとして設定し、この為の基礎的研究を持続的に遂行して来た。⁽⁵⁾

その上、我が国(韓国)は一九九七年八月、ハーグ国際私法会議に加入したのであり、二〇〇一年一月に、ハーグ送達条約加入書をオランダ外務部(外務省)に提出して、ハーグ送達条約は、二〇〇〇年八月一日付きで、我が国に対して発効されることに従い、⁽⁷⁾国内においても、国際私法に対する関心が高潮されてきた。

そのような状況のなかで、法務部はこのような傾向(状況)を真剣に認識し、涉外私法が国際時代において、国際

取引から生じる法律問題を解決する基本法としての機能を効率的に遂行できるようにするため、一九九九年初、涉外私法の全面的な改正作業を着手したのである。

II. 涉外私法改正の経過⁽⁸⁾

(1) 「涉外私法改正研究班」の運営

法務部は、一九九九年四月、学者と実務家によって、涉外私法改正研究班（以下、「改正研究班」と称する）を構成し、涉外私法の改正のための基礎作業を着手した。改正研究班は、今後構成される法務部法務諮問委員会、涉外私法改正特別分科委員会の円滑な活動のために、任意的諮問委員会として発足したのであり、涉外私法改正に対する基礎研究、および改正試案作成を目標に活動を開始した。

改正研究班は、国際法務課長、検事、判事、教授、弁護士など専門家九人で構成し、各分野別に担当者を指定し、一九九九年六月二十六日から二〇〇〇年五月一三日まで、一七回にわたる研究会議を行った。改正研究班は、(表1)で見られるように、各分野別に担当者を指定し、担当者が主導的に涉外私法の問題点を、外国の立法例と学説、判例などを研究、検討した後、研究会議で争点事項を討論し、改正方向を決定する方式をとったのであり、内容の深い研究会議を運営した結果、研究会議終了と同時に、改正試案（以下、「研究班草案」と称する）を作成した。研究班草案は、涉外私法改正特別分科委員会の基礎研究、および審議資料として使用するために作成されたが、争点事項のなかで、改正研究班構成員間で意見が一致しない部分については、複数の案を提示した。

法務部では、二〇〇〇年六月、改正研究班の研究結果である研究班草案の内容を、「涉外私法改正試案」（以下、「研究班草案解説」と称す）という題目の書籍を発行したが、個別条文別に、条文を提示し、それに引き続き改正趣

表1

氏名	職位(2000年5月当時)	担当分野
韓サンデ	法務部 国際法務課長	総括
石光現	漢陽大学校 教授	総論、法人、法律行政、債券
呉勝鏞	弁護士(法務法人・韓米)	物権、知的財産権、手形小切手
柳英日	特許法院 判事	法定債券
鄭炳碩	弁護士(金&張)	海上
趙スジョン	梨花女子大学校 法科大学教授	親族・相続
崔興燮	仁荷大学校 法科大学教授	自然人、親族・相続
禹ビョソウ	法務部 国際法務課 検事	幹事
韓賛植	法務部 国際法務課 検事	幹事

旨(または、新設趣旨)、検討事項と立法例を記載した。⁽¹⁰⁾

研究班草案は、涉外私法改正特別分科委員会の作業の基礎になったが、当初、概ね二〇〇一年初までは続くと思われた委員会の活動の日程が突然二〇〇〇年末までにと短縮されることによって、研究班草案で言及されなかった論点を委員会で新たに提起し、それに対し検討することが事実上大変難しいことになった。従って、研究班草案は、結果的に研究班の構成員たちが当初豫想したことよりも大きな比重を持つようになったと言える。

改正研究班の構成員と担当分野は上記(表1)の通りである。

(2) 「涉外私法改正特別分科委員会」の審議

法務部は二〇〇〇年六月一日、本格的な涉外私法改正作業のために、法務諮問委員会の一つである涉外私法改正分科委員会(以下、「委員会」と称する)を構成した。

委員会は、国際私法分野に造詣の深い国内学者と実務家がなど一人によって構成されたのであり、委員長にはソウル大学校法科大学李好珽教授が任命された。

委員会委員の構成は、上記(表2)の通りである。⁽¹²⁾

表2

区分	氏名	職 位
委員長	李好珽	ソウル大学校 法科大学教授
委員	金スヒョン	行政法院 部長判事
〃	石光現	漢陽大学校 法科大学教授
〃	申昌善	金南大学校 法科大学教授
〃	呉勝鏞	弁護士(法務法人・韓米)
〃	張文哲	警察大学校 教授
〃	鄭炳碩	弁護士(金&張)
〃	趙スジョン	梨花女子大学校 法科大学教授
〃	崔公雄	弁護士(法務法人・友邦)
〃	崔興燮	仁荷大学校 法科大学教授
〃	韓忠洙	漢陽大学校 法科大学教授

委員会では、改正研究班で作成した研究班草案を中心に、重要争点事項などを集中的に討議し、総計一四回の会議を経て、二〇〇〇年一月四日、涉外私法改正試案(以下、「改正試案」と称する)を確定した⁽¹³⁾。

委員会では、改正研究班で各分野別担当者が研究班草案の趣旨を説明し、委員会で争点事項を討論し、改正方向を決定する方式を取った⁽¹⁴⁾。委員会では、討議過程のなかで、ハーグ国際私法会議の諸条約、「契約債務の準拠法に関する欧州共同体条約」(ローマ条約)など、関連の国際条約とドイツ、スイス、オーストリア、日本など、先進国の立法例を体系的、総合的に研究、検討して必要な部分を我々の実情に相応しく修正し、改正試案に受容した。

また、民事訴訟法学会、家族法学会、商事法学会、海法学会など、関連した学会の意見も収斂して、これを改正試案に適切に反映させた⁽¹⁵⁾。一方、法務部では、関連機関への意見照会などに活用するために、二〇〇〇年一月、改正試案の内容を解説した書物を『涉外私法改正試案解説』(以下、「改正試案解説」と称する)という題目で発行した。

(3) 意見照会、立法予告および公聴会

法務部は、前記のような確定された改正試案に対し、二〇〇〇年一月六日から一月一六日まで関連された政府部処および市民団体に意見照会を実施した。法務部から意見照会を要請した機関は総計二八個で、法院（裁判所）行政処・外交通商部など政府機関、大韓弁護士協会など法曹団体、経済正義実践連合、参与連帯など、市民団体を網羅した。また、法務部は二〇〇〇年一月一七日から二月六日まで、官報および法務部ホーム・ページを通じて、立法予告を実施した。

その上、改正試案に対して、国民の幅広い意見を聞き、これを収斂するために、二〇〇〇年一月二三日、瑞草洞弁護士会館で渉外私法の改正に関する公聴会を開催した。

公聴会では、鄭起用・国際法務課長が改正推進経過報告をした後、改正試案を二分して、著者が渉外私法改正の方向、総則、国際裁判管轄権、法人の属人法、法律行為、知的財産権、契約、商事に関する規定、手形・小切手および海商に関して主題発表をしたのであり、崔興燮教授が自然人、親族、相続と法定債権に関して主題発表した。主題発表に続き、柳英日判事、孫キョンハン (son, Kyonghan) 弁護士、安春洙弁護士と李ホアスク (Lee, Hwasook) 教授が指定討論者として討論した。⁽¹⁶⁾

(4) 改正法律案の確定および国会提出

委員会は、二〇〇〇年二月四日、関係機関の意見照会および公聴会結果などを総合して、改正法律案を最終確定したのである。以後、法制処（*日本の法制局）審査（二〇〇〇年二月五日から二月一五日）、党政協議（二〇〇〇年二月六日）を経て、二〇〇〇年二月三〇日、改正法律案が第二一六回の国会に提出された。

この過程で、改正試案に対する重要な変更が行われたところはない。法制処の審議過程で、改正試案の一部文言が

修正されたが、内容的に重要なものではない。

(5) 国会審議・議決および公布

国会に提出された涉外私法改正法律案は、二〇〇一年一月三日、法制司法委員会に回付された。一方、前記の改正法律案は、第六章の親族関連の内容が国会の女性特別委員会と関連すると認定され、二〇〇一年一月一六日、同委員会回付された後、二〇〇一年二月八日、第二一七回の国会(臨時会)、第一次女性特別委員会に上程されたのであり、一般討論を経て、より深い検討を行うために、“家族および福祉関連法案審査小委員会”に回付された。

二〇〇一年二月一三日、国会女性特別委員会は政府原案のままに議決することが望ましい、という意見書を採択した。

涉外私法改正法律案は、二〇〇一年二月二七日、第二一八回臨時国会の法制司法委員会第五次委員会に上程されたのであり、一般討論を経て、より深く検討するために、法制司法委員会傘下の、法律審査第一小委員会に回付された。二〇〇一年三月六日、法律審査第一小委員会(委員長: Han, Sungho)の審議・議決を経て、二〇〇一年三月七日、法制司法委員会第三次委員会で、小委員会の審査結果を報告し、縮条審査をした後、四ヶ所の字句修正を行った後、議決された。

二〇〇一年三月八日、第二一九臨時国会、第一次本会議で、涉外私法改正法律案が議決されたのであり、これは二〇〇一年三月二三日付きで、政府に移送された後二〇〇一年四月七日、法律第六四六五号として公布されたのであり、遂に二〇〇一年七月一日から施行されるようになった。

法務部は、二〇〇一年二月『各国の国際私法』という書物を、法務資料第二四〇集として発行したのであり、改正国際私法の施行を控えた二〇〇一年五月、実務家と学者たちの理解を助けるために、『国際私法解説』(以下、“法務部、⁽¹⁷⁾

国際私法解説“、と称する)、という解説書を発行した。

III 著者の『改正 国際私法解説』の刊行背景

著者は、改正研究班と委員会の構成員として、改正試案の作成過程に参加した一人として、改正国際私法を条文別に解説するために、この書物を執筆した。これから、まず涉外私法改正の全体的な方向を概観し、改正法の主要な骨子を簡単に紹介する(第二章)。つぎに、改正国際私法の条文別に、解説をする(第三章)。そして、将来の課題を提示し(第四章)、涉外私法の改正作業の意味を決算する(第五章)。ここで、私が展開する見解は私の個人的なものであり、改正研究班や委員会、あるいは法務部や韓国国際私法学会の公式的な意見ではないことは言うまでもない。したがって、ここにある誤謬は、事実に関するものであるか、あるいは改正法の法律的な解釈に関するものであるかに拘わらず、すべて私の責任である。

この書物では、読者の便宜のために、概ね法務部の『国際私法解説』の体制に沿っており、⁽¹⁸⁾第三章の条文別解説には、初めから一連番号を付ける代わりに、章ごとに新しい番号を付けたことが異なる。法務部の国際私法の解説は比較的簡潔な文献で、著者もその作成に関わっているが、改正国際私法を解説するには不足するので、著者はそれを補完しようとする個人的な次元で、『改正国際私法解説』を発行することにしたのである。これは、改正法が誕生するようになった背景を紹介して、個別条文の背景にあつた論理的根拠と論議過程を提示することによって、改正法の解釈論を正しく展開し、将来の国際私法の改正のための準備をする際に、助けになるからである。

国際私法に関する資料が多くない我々の現実のなかで、改正過程における論議を紹介すること自体が、資料的意味があるものと信じる。特に、著者が過去涉外私法において、日本の法例にはない、商事に関する特則の趣旨を誰一人

説明できないことを確認するたびに、立法理由書を書く必要性を痛感したからでもある。同様な理由から、研究草案と改正試案に関連するところで紹介しようとし、また、できるだけ多くの国内資料を紹介したのである。民法と統合倒産法など、現在、進行している他の法律の改正作業においても、有権的な解説書ではなくても、少なくとも改正と関連する資料を集めて、公刊する慣行が定着することを希望する次第である。

一部論点に関しては、著者がまだ適切な解決方法を提示できなかったが、少なくとも、その論点自体の紹介だけでも意味があるので、これを紹介しようと努力した。そうすることによって、そのような論点に対する問題意識と論議が拡散できるし、その過程で正しい解答を得る可能性もあると信じたからである。

ただ考慮すべきことは、この書物は改正国際私法に対する包括的な解説ではなく、主に改正事項の解説を目的とするものであるということである。したがって、改正法のなかで、改正されていない部分については全く論議されなかったか、論議したとしても簡単に取り扱うことを原則にしたのである。また、改正事項の説明に関しても、この書物は非常に不足で十分なものではなかった。第二版では、部分的に補完を試みたが、未だに行く道は遠い。これを補完する作業は、詳細な教科書や注釈書によって可能であると思われる。

いずれにせよ、各条文の解説に続き、法務部の『国際私法解説』と同様に、関連外国の立法例を紹介した。ただ概ね条文だけ表示し、必要な場合に重要な内容を簡単に言及しただけなので、詳細なことはこの書物の最後に付録で添付した条文を参考する必要がある。

第二版で、新しく追加した最後の第六章(補論)は、序文で述べたように、二〇〇二年七月一日付きで、旧民事訴訟法が改正され、民事訴訟法と民事執行法に分離されて、裁判籍に関する規定と外国裁判の承認および執行に関する規定が一部改正されたので、これを解説するためのものである。

第一章の注

- (1) 条文は、官報一四七七〇号(二〇〇一年四月七日)
- (2) ただ、一九九九年二月五日、海難審判法が海洋事故の調査および審判に関する法律へ改正されることによって、涉外私法第四七条の「海難救助」という用語が「海洋事故救助」に、変更されただけである。
- (3) それにも拘わらず、涉外私法のなかで、国際親族法に対して法院の違憲審判請求や女性団体の異議提起がなかったのは、国際私法に対する我々社会の総体的な無関心を示すものであった。
- (4) その他の欠陥は、後の第二章の涉外私法改正の方向を参照すれば分かるであろう。
- (5) 韓国国際私法学会は、一九九三年三月、創立以後、隔月に定期研究会を開催しただけでなく、特に、一九九五年一〇月二八日、「外国国際私法、立法の最近動向」という主題で、ドイツ、ケベック州、日本、ルイジアナ州、スイス、などの国際私法に関する比較法的検討のための、年次学術大会を開催した。また、一九九八年一月二八日、「国際化時代における国際私法、―涉外私法の改正を中心に―」という主題で、年次学術大会を開催し、改正作業の方向を提示したのであり、改正試案が作成された後である二〇〇〇年一月二五日には、「涉外私法改正法律案の検討」という主題で、国際学術大会を開催し、改正試案と改正法に関する深い議論を行うことによつて、改正作業が無難に終わるように、その契機を作った。
- 年次学術大会の資料は、学会誌である「国際私法研究」第三号(一九九八年)と第五号(二〇〇〇年)に収録されている。二〇〇〇年度年次学術大会の資料は、「国際私法研究」第六号(二〇〇一年)に掲載されている。
- (6) 法務部は、これを契機に、「国際私法に関するハーグ国際私法会議の諸条約」というパンフレットを第二一三集として、一九九七年刊行した。このパンフレットには、その時まで、ハーグ国際私法会議で採択された条約三四個の韓国語翻訳と英文、並びにフランス語の原文が収録されている。ほとんど全てのハーグ条約を韓国語で翻訳したのは立派な業績であることには違いない。しかし、翻訳上の多くの問題点とその業績を毀損していることは残念である。より多くの時間を持って、正確な翻訳をすれば、という願いもある。
- (7) ハーグ送達条約への加入と関連する問題は、石光現、「ハーグ送達条約への加入と関連した幾つかの問題点」、世界国際法協会韓国本部、『国際法論叢』第九巻(二〇〇〇年)、一〇三―一二四ページ、『国際私法と国際訴訟』二巻(二〇〇一)二八七ページ参照。

- (8) この部分は、法務部、「國際私法解説」四ページ以下を一部修正して作成したものである。
- (9) 表1では、Cho, Shujong 教授と崔興燮教授が親族・相続法分野の担当者になっているが、崔興燮教授が主導的な役割を行った。
- (10) 研究班草案解説は、全部一五五ページのパンフレットであったが、これは各分野別担当者が該当部分を作成し、法務部全体を調整して整理することによって作成したものである。ただし、研究班草案解説、四ページ以下の「主要骨子」は、当初著者が作成したものを法務部側が、多少修正したものである。
- (11) 検事を除く構成員は、アルファベット順に整理した。研究班を最初に構成する当時であった、一九九九年四月には、國際法務課長は Kim, Junkyu 部長検事であったが、後に、Kim, Sungjun 部長検事を経て、改正試案を作成する当時には、Han, Sangde 部長検事が担当した。しかし、法務部、「國際私法解説」を刊行した二〇〇一年五月には、再び國際法務課長であった、Chong, kiyong 部長検事が担当した。
- (12) 検事を除く委員は、アルファベット順に整理した。漢陽大学校法科大学で民事訴訟を担当している韓忠洙教授は、民事訴訟法学会からの推薦によって委員になった。これは、研究班草案に、國際裁判管轄に関する条項が含まれていたために、法務部から民事訴訟法学会に委員の推薦を要請したからであった。
- (13) 改正試案は、付録として掲載している。
- (14) これは、柳英日判事を除く全構成員が委員会の委員になったので、それほど難しいことではなかった。従って、法定債権分野に関しては、柳英日判事は委員会に出席し、研究班草案の趣旨を説明する機会を持っていた。
- (15) 勤労契約に関する条文があることを考慮すれば、労働法学会にも意見照会を行う必要があったと思われる。
- (16) 公聴会資料は、法務部、「涉外私法改正、公聴会」(二〇〇〇年) に収録されている。
- (17) それには、日本、ドイツ、スイス、オーストリアおよびイタリアの國際私法と「契約債務の準拠法に関するローマ条約」、「國際契約の準拠法に関する米州間条約」、「為替手形・約束手形に関する法抵触の解決のためのジュネーブ条約」、「小切手に関する法抵触の解決のためのジュネーブ条約」と「民事および商事事件の裁判管轄と裁判執行に関するブリュッセル条約」の韓国語翻訳と関連原文が収録されている。但し、イタリア法の場合には、ドイツ語翻訳文が収録されている。
- (18) 著者も、法務部の「國際私法解説」の作成に関与しているが、個人的に、このパンフレットの作成過程で、逆に法務部の「國際私法解説」の助けを受けたことを明らかにしておく。特に、親族・相続法分野においてそうであった。

第二章 涉外私法改正の方向⁽¹⁾

(1) 名称

涉外私法は“涉外私法”という名称を使用したか、「涉外」という用語が国際私法で意図したことは異なり、“外部と連絡または交渉”するという意味で解釈される傾向があつて、それも、正しく定着されてないものと判断され、⁽²⁾ハーグ国際私法会議 (Hague Conference on Private International Law) とスイスおよびオーストラリアの“国際私法に関する連邦法律 (Bundesgesetz über das Internationale Privatrecht) ”とイタリアの“国際私法 (Diritto Internazionale Privato) ”の例で見られるように、“国際私法”という名称が国際的に広く使用されているので、法の名称を“国際私法”と修正した。

(2) 体制の変更

国際私法は“総則”、“民事に関する規定”と“商事に関する規定”など、三個章四七ヶ条で構成されているが、改正法では、これを細分して“総則”、“人”、“法律行為”、“物件”、“債権”、“親族”、“相続”、“手形・小切手”、“海商”など、全部九個章六二条で再編した。涉外私法の“第三章 (商事に関する規定)”は、(1) 商事に関する特別、(2) 手形・小切手に関する規定と (3) 海商に関する規定で構成されているが、その中で、“(1) 商事に関する特別”を置く必要性とその内容の合理性に対して従来から強い疑問が提起されたので、これを大部分削除し、商社会社の行為能力に関する条項 (国際私法第二九条) と無記名証券に関する条項 (涉外私法第三一条) は、それぞれ人に関する第二章と物件に関する第四章に移した (第一六条、第二一条)。また“(2) 手形・小切手に関する規定”と

” (3) 海商に関する規定“は、それぞれ一つの章として独立させた。

研究班草案と改正試案では、國際親族法と國際相続法は人法と密接な関連を持つてゐることを根拠に、親族と相続に関する章を人に関する第二章と法律行為に関する第三章に続いて、第四章および第五章で規定した。⁽³⁾

ドイツ民法施行法、スイス國際私法、オストリア國際私法とイタリア國際私法もそのような体制を取つてゐることも考慮された。しかし、公聴会で國際私法が民法と異なる体制をとることは望ましくなく、便宜上乃至は、使用の頻度などを理由に、改正試案の体制に対し、批判的な見解が有力であつたので、⁽⁴⁾改正試案を涉外私法と同様に、いわゆるパンデニクテン体系に従う民法体系に合わせて調整したのである。

(3) 完結された國際私法体制の指向と法の欠缺の補充

涉外私法は権利能力、準正、法人、任意代理、運送手段、移動中の物件、債権に対する担保物権、知的財産権などの関して、いかなる規定もしてないことによつて、多くの欠缺を持つてゐる。

改正法では、前掲のような重要な連結対象の連結原則を明示して、法の欠缺を補充することによつて、法的安定性と当事者の予測可能性を高め、より完結した國際私法体制を指向した。これによつて、準拠法の決定に関する國際私法は相対的により整備された体制を備へたと評価することができる。

しかし、これは改正法に欠缺がないことを意味することは決してない。改正法にも、意識的にあるいは無意識的な欠缺があるので、それについては、涉外私法の下でと同様に、適切な連結原則を研究(探求)しなければならない。⁽⁵⁾このような作業は、”法官による法形成 (richterliche Rechtsfortbildung)”として、説明することができるだろう。

(4) 国際私法上の男女平等の実現

涉外私法は国際親族の分野、すなわち婚姻の効力(第一六条)、夫婦財産制(第一七条)、離婚(第一八条)、および摘出子(第一九条)に関して、夫の本国法を準拠法としており、親子間の法律関係(第二二条)に関して、父の本国法を準拠法とすることによって、憲法が保障する男女平等の原則に反するという批判を受けて来た。改正法では、男女平等に符合するよう一次的に、夫婦同一の本国法、二次的には夫婦の同一の常居所地法を準拠法と指定するか、男女差別的な要素を排除することによって、違憲の素地を払拭した(第三七条、乃至第三九条)。

(5) 国際裁判管轄に関する規定の拡大と特則の導入⁽⁶⁾

従来に、確立された判例と学説は我が国(韓国)には民事事件の国際裁判管轄に関する如何なる成文法規がないと見ており、国際裁判管轄に関する規則は、実際に、主に判例によって発展してきた。涉外私法は、限定治産・禁治産(第七条)、失踪宣告(第八条)、および後見(第二五条)など、非訟事件に関してだけ国際管轄を置いただけであったが、改正法では国際裁判管轄の問題が、国際私法の課題であることを第一条で明文で規定しており、多様な国際裁判管轄規則を導入した。つまり、涉外私法は準拠法決定原則だけを国際私法の規律対象として理解するドイツの民法施行法と日本の法例の接近方法にしたがったが、改正法は国際裁判管轄の問題を、国際私法の問題として理解するフランス法系、スイスおよび英米法系とハーグ国際私法会議が取る主流的な接近方法にしたがったものである。

そのために、第一章(総則)で、従来から大法院(最高裁判所)判例が取ってきた立場を反映して、国際裁判管轄に関する一般原則を規定し(第二条)、各則(各論)である第五章(債権)で、社会・経済的弱者である消費者と勤労者を保護するために、国際裁判管轄に関する特則を置いている(第二七条、第二八条)。将来、法律分野別に国際

裁判管轄に関する精緻な規定を置く必要があったが、もしそのようになれば、第二条はそれによって代替されるか、修正する必要があるという点から、改正法の規定は過度期的な性質を持つものである。いずれにせよ、改正法がこのような条項を置く以上、国際裁判管轄は国際私法の問題ではないという主張は、我が国においても完全にその根拠を喪失することになった。

(6) “最も密接な関連” 原則の貫徹

改正法では、多様な連結対象に対し、最も密接な関連がある国家の法を準拠法と指定した。例えば、国際契約の客観的準拠法の決定に関して、涉外私法(第九条第二項)の行為地法原則を捨てて、最も密接な関連のある国家の法を準拠法に指定したのであり(第二五条)、不法行為の準拠法に関して、常居所を基準にする共通の属人法を準拠法としたのであり(第三二条二項)、法定債権の準拠法を決めるに際して、付随的または従属的連結を明示的に規定した(第三〇条第一項、第三二条但し書き、第三二条第三項)。

さらに、具体的な事件で、国際私法を適用した結果が上記の原則に一致しない場合には、最も密接な関連のある国家の法を適用するようにする例外条項(第八条)を規定することによって、最も密接な関連原則を貫徹しようとした。

(7) 弾力的な連結原則の導入

涉外私法(第一〇条)は法律行為の方式に関してだけ、選択的連結を認定していたのであり、段階的連結は認定しなかったが、改正法では、選択的連結の適用範囲を拡大したのであり、段階的連結を新たに導入して、連結点を多

様化することによって、弾力的連結を可能にするようにした。

改正法では、法律行為の方式（第一七条）の選択的連結を拡張し、婚姻中および婚姻外の親子関係の成立（第四〇条、第四一条）、準正（第四二条）、および遺言の方式（第五〇条第三項）に関しては、段階的連結を新たに導入した。

一方、涉外私法の連結原則が、相当部分修正されるにしたがって、改正法では、反致（renvoi）の許容範囲を修正した。具体的な事件に弾力的な連結を可能にさせ、準拠法の所属国である外国の国際私法が反致をする場合に、法廷地法である韓国法を適用できるようにするために、狭義の反致を原則的に許容し、転致は手形・小切手の行為能力の場合（第五一条第一項）を除き、禁止した（第九条）。

また、弾力的な連結を可能にし、実質法的価値を実現するために、いわゆる補正的連結（第四六条）を新たに導入した。

（８） 本國法主義の維持と連結点としての“常居所”概念の導入

改正法は、國際親族法・國際相続法分野では、原則的に従来の本國法主義を維持しているが、國際的な潮流に対応して、國際条約および多数の立法例が用いる常居所（habitual residence）を新たな連結点として導入した。すなわち、婚姻の一般的効力、夫婦財産制、離婚、夫子間の婚姻以外の親子関係、準正、親子間の法律関係、相続、遺言の方式などで、常居所地法を本國法と選択的あるいは補充的に適用できるようにしたのであり（第三七条乃至第三九条、第四一条、第四二条、第四五条、第四九条、第五〇条）、扶養では、扶養権利者の常居所地法を原則的に準拠法として指定した（第四六条）。

一方、消費者契約と不法行為などでも、常居所を連結点として採択したのであり(第二七条、第三二条)、重国籍者と無国籍者に対する属人法の決定規準として、住所地法の代わりに常居所地法を導入した(第三条第二項)。

(9) 実質法的価値の考慮

涉外私法は伝統的な國際私法の理念にしたがって、場所的に最も密接な関連を持つ法を準拠法として指定しただけで、準拠法として指定された実質法の内容を考慮してなかった。しかし、改正法では、子の福祉の促進と社会・経済的弱者である消費者および勤労者を保護するため、子の常居所地法によっても、婚姻外の親子関係と準正の成立を可能にしたのであり(第四一条、第四二条)、消費者と勤労者の保護のため、消費者契約の場合には消費者の常居所地、勤労契約の場合には勤労者が通常、労務を提供する国家の強行規定が消費者または勤労者に付与する保護を剥奪できないようにした(第二七条、第二八条)。

また、扶養権利者を保護するために、扶養義務を扶養義務者ではなく、扶養権利者の環境をなす法によるようにしたのであり、扶養の準拠法によって扶養が受けられない場合は、補正的連結によって扶養を受けることができるようにした(第四六条、但し書き)。

(10) 当事者自治の拡大

涉外私法(第九条)は、國際契約分野においてだけ当事者自治を許容しているが、改正法においては夫婦財産制(第三八条)と相続(第四九条)のような國際親族・國際相続分野においても制限的に当事者自治を認めている。また、事務管理、不当利得および不法行為の場合にも、事後的に法廷地法を準拠法として合意できるようにすることに

よって、当事者自治の許容範囲を拡大した(第三三条)。

しかし、社会・経済的弱者を保護するために、消費者契約と勤労契約の場合には準拠法と国際裁判管轄に関する当事者の合意を制限した(第二七条、第二八条)。

(11) 国際条約の考慮

国際条約の準拠法に関して、改正法は「契約債務の準拠法に関する一九八〇年、ヨーロッパ共同体条約」(Convention on the Law Applicable to Contractual Obligations. いわゆる「ローマ条約」⁽⁷⁾)と「国際条約の準拠法に関する一九九四年、米州間条約」(いわゆる、「メキシコ・シティ条約」)をかなり受容ることによって、国際私法の理想である国際的判決の一致を試みた(第一七条、第二五条以下)。また、「扶養義務の準拠法に関する一九七二年、ハーグ条約」と「遺言の方式に関する一九六一年、ハーグ条約」の連結原則のかなりの部分を導入した(第四六条、第五〇条第三項)。

国際裁判管轄に関しては、ヨーロッパ共同体の「民事および商事事件の国際裁判管轄と外国判決の承認・執行に関する条約」(Convention on Jurisdiction and the Enforcement of Judgment in Civil and Commercial Matters. いわゆる、「ブリュッセル条約」⁽⁸⁾)とそれに対する併行的な条約であるルガノ条約、およびハーグ国際私法会議の「民事および商事事件の国際裁判管轄と外国裁判に関する条約」の一九九九年予備草案(以下、「一九九九年草案」と称する)を参照した(第二七条第四項、乃至第六項、第二八条第三項乃至第五項)。この一九九九年一〇月三〇日の、「民事および商事事件の国際裁判管轄と外国裁判に関する条約」(Convention on Jurisdiction and Foreign Judgment in Civil and Commercial Matters)⁽⁹⁾の予備草案を指している。

第二章の注

(1) 涉外私法改正の方向は、法務部、「国際私法解説」一一ページ以下、「二改正国際私法の主骨子」とほうぼう類似であるが、多少差異がある。当初、この部分は涉外私法の改正作業過程で、研究草案解説に含めるために、著者が作成して法務部に提供したものを、法務部で多少修正したのであり、著者も、その後、一部修正したからである。研究草案解説、四ページ以下の主要骨子を参照。

(2) これを、「国際私法に関するハーグ会議」と呼ぶこともある。

(3) 「改正試案解説」四三ページ以下。

(4) 法務部、「涉外私法改正公聴会」(二〇〇〇年)、六五ページ (Son Kyonghan 弁護士討論資料)、七五ページ (安春洙教授討論資料)

(5) 韓国判例は、その根拠を条理から求める。

(6) 法務部、「国際私法解説」一三ページでは、「国際裁判管轄規定の新設」としているが、涉外私法にも、失踪宣告(第八条)、限定遺産・禁治産(第七条)、および後見(第二五条)のような国際非訟事件の場合、韓国法院(裁判所)の例外的管轄を規定している。国際裁判管轄に関する規定の拡大という表現がより適切である。

(7) ローマ条約に関しては、石光現、「契約上、債権関係の準拠法に関するヨーロッパ共同体条約」、「法曹」(一九九四年)、三・四・五、「国際私法研究」第三号(一九九八年)、五七七ページ一六二九ページ。「国際私法と国際訴訟」第一卷(二〇〇一年)、五三ページ。

(8) ブリュッセル条約とルガノ条約については、石光現、「民事および商事事件の裁判管轄と裁判の執行に関するEU共同体条約」、「国際私法研究」第二号(一九九八年)、一五三ページ以下、「国際私法と国際訴訟」第二卷(二〇〇一年)三二一ページ参照。ブリュッセル条約とルガノ条約を一部改正するための作業が行われ、一九九九年四月、改正案が作成されたが、一九九九年五月一日に発効されたアムステルダム条約の結果、ブリュッセル条約の法形式が国際条約から欧州連合理事会規定(Council Regulation)へ転換されたが、理事会規定(以下、「ブリュッセル」と称する)は、二〇〇二年三月一日から発効された(ブリュッセル規定第七六条)。ブリュッセル規定に関しては、石光現、「民事および商事事件の裁判管轄と裁判の執行に関するEU連合規定」(ブリュッセル規定)―ブリュッセル条約との差異を中心に―、「漢陽論叢」第二〇集第一号(二〇〇三年八月)参照。

(9) いれについては、二〇〇〇年八月には、オーストラリア Peter Nygh 教授とイタリアの Faust Pocar 教授が共同で作成した報告書

(Report of the Special Commission, Preliminary Document No.11 of August 2000 (以下、「報告書」と称する))がある。予備草案の紹介と韓国法に対する示唆点は石光現、「ハーグ国際私法会議の「民事および商事事件の国際裁判管轄と外国裁判裁判に関する条約」予備草案」、『国際私法研究』第五号(二〇〇〇年)、六三ページ以下。『国際私法と国際訴訟』第二卷(二〇〇一年)三九六ページ以下参照。但し、二〇〇一年六月に開催された一次外交会議の結果、「一九九九年草案」を修正した「二〇〇一年草案」(以下、「二〇〇一年草案」と称する)が作成された。前掲資料は、ハーグ国際私法会議のウェブサイトは (<http://www.hcch.net/e/workprog/jdgm.html>) を参照。

二〇〇一年草案に関しては、石光現、「ハーグ国際私法会議の「民事および商事事件の国際裁判管轄と外国裁判に関する条約」、二〇〇一年草案」、『漢陽論叢』第二〇集、第一号(二〇〇三年八月) 参照